

## 地域ふれあい事業助成実施要綱

### 1. 目的

自治・町内会を単位とした住民相互の交流事業に対し助成することにより、地域における多世代交流の促進を図ることを目的とする。

### 2. 対象団体

自治・町内会

### 3. 対象事業

核家族化の進行やひとり暮らし高齢者等が増加する中、地域住民の世代を越えた交流を深めることを目的とし、併せて自治・町内会における担い手の育成も視野に入れた事業を対象とする。

### 4. 対象経費及び助成限度額

助成対象経費及び助成限度額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象経費

事業費全般

(2) 助成限度額

1回あたり10,000円を上限とし、年度2回まで申請可能とする。

### 5. 助成金の交付申請

助成金の交付を受けようとする場合、事業終了後、地域ふれあい事業経費助成申請書兼報告書（別記様式第1号）及び証憑書類を添えて、新潟市北区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

### 6. 助成金の交付

会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し助成金を交付するものとする。

### 7. その他

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。